

## 業務仕様書

### 1 業務名

北海道・札幌におけるGX関連産業の社会的インパクトを活用した投資判断基準調査業務

### 2 業務目的

令和5年6月に、産学官金の21機関から成るGX・金融コンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」（以下「TSH」という。）を設立し、今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資、及びそれに呼応した世界中からの投資を北海道・札幌に呼び込むため、洋上風力発電や水素製造等の事業化を進める「8つのGXプロジェクト」、そして、投資を促進するための情報基盤整備やファンド組成等を進める「6つの重点取組」を中心とし、様々なチャレンジを始めている。

これらの取組を進めることで、北海道・札幌におけるGX関連産業のサプライチェーンの構築・雇用創出を図り、電気・水素等の地域利用・道外移出等を通じた経済活性化に繋げるとともに、スタートアップの創出・育成を進め、世界中から資産運用会社等の金融機能を札幌に呼び込み、日本の再生可能エネルギーの供給基地、そして、世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積するアジア・世界の金融センターを実現したいと考えているところ。

こうした構想の実現に向けて、札幌市への金融機能の強化・集積を通じ、道内GX関連産業への道外・国外からの投資誘致や地元企業のGX関連産業への参入を促す新たな金融戦略の基盤構築を目指す。この戦略の推進にあたり、国内外の投資家が北海道・札幌のGX関連産業に投資を行う際の投資判断基準の調査及び道内GX関連産業のサプライチェーンへの参画を志向する既存道内事業者等への資金供給を実現する効果的な方法論の検証を行う。

### 3 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）

### 4 業務内容

下記の調査項目及び調査内容に基づき、調査の実行計画及び全体スケジュール案を速やかに作成し、委託者と協議・調整を経た上で、必要な調査を行うこと。なお、いずれの項目の調査についても、文献等による調査に加え、必要に応じて関連企業へのアンケート・ヒアリング等も実施すること。

また、調査の進捗状況・調査結果の共有及び調査内容の協議・調整のため、委託者と定期的に打合せを行う（原則週1回とするが、業務の進捗状況等に応じて、協議の上変更することを妨げない）。

※本仕様書における「GX関連産業」の定義

TSHで取り組んでいる8つのGXプロジェクト（データセンター、次世代半導体、海底直流送電、S A F、水素、洋上風力関連産業、蓄電池、電気及び水素運搬船）に、北海道地球温暖化防止対策条例に規定する再生可能エネルギー（太陽光発電、陸上風力発電、バイオマス発電、地熱発電等）を加えた産業分野のこと。

## ● 国内外の投資家が道内GX関連産業へ投資する際に重視する社会的インパクトに関する投資判断基準等の調査

次の(1)及び(2)の調査を実施し、その調査結果に基づき、国内外の投資家が、グローバルなグリーン基準やサステナビリティ基準に適合するなどの基準に準拠し、かつ北海道の特性を活かした事業に投資を行う「高い社会的インパクトを実現するスキーム」の骨子案を策定すること。なお、社会的インパクトの創出を目指す事業については、リターンの実現が難しい初期段階の案件やリターンの発生に長期間を要する案件も含まれるため、そうした事業に対する資金供給の可能性について考察すること。また、当該骨子案が有効に活用されるために札幌への集積が求められる金融機能及びそれが道内GX関連産業の振興にもたらす効果についても考察すること。

- (1) 国内外の投資家、特に海外を中心に、気候変動緩和や社会的インパクトと金銭的リターンに関して多様な考え方を持つ投資家が、北海道・札幌の社会的インパクトの創出を目指す事業に投資を行う際の判断基準を明確化する。具体的には、国内外の投資家（特にグリーン基準やサステナビリティ基準を投資判断に活用している欧州の投資家）を対象とし、北海道・札幌のGX関連産業への投資意向、許容されるリスク及びリターン水準、投資判断基準についてヒアリング調査を行うこと。
- (2) 道内GX関連産業のサプライチェーンへの参画を志向する既存道内事業者等が、GX関連産業の発展に寄与する新たな資金供給の仕組みを通じて資金調達を行う可能性や、こうした事業者が既存の地元金融機関からの融資以外の手法で資金調達を行うことを可能とするような、高いインパクトを生み出す新たな資金供給の仕組みを模索する。具体的には、既存道内事業者等の道内GX関連産業のサプライチェーンへの参画意向やそれに伴う資金調達状況を調査し、GX関連産業の発展に寄与し、地域経済変革を促すための新たな資金調達手法における課題を明確化すること。

## 5 実施報告（成果物）の提出について

前項4で掲げた業務について、業務報告書を電子データによりCD-R、DVD-R、電子メールのいずれかの方法で提出すること。

提出の期限は令和8年(2026年)3月31日(火)とする。

## 6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガスなどの使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量低減に努めること。
- (4) 自動車などを使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップ実施など環境に配慮した運転に努めること。
- (5) 業務に係る用品などは、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 7 その他特記事項

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、決定すること。
- (2) 業務の進行にあたっては、あらかじめ委託者の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言などを行うこと。
- (3) 本仕様書に定める事項の他、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (4) 受託者は、委託者が成果物などを広報及び広告活動などに利用する場合は、自由に使用できるよう、著作権法(昭和45年法律48号)第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- (5) 受託者は、成果物などが著作物に該当する場合は、委託者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- (6) 受託者は、成果物などが著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合、当該著作物に係る受託者の引き渡し時に委託者に無償で譲渡すること。
- (7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害するものではないことを委託者に對して保証すること。
- (8) 成果品や資料などの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他紛争が生じた場合は、受託者は何らかの損害を与えたときはその損害を賠償すること。
- (9) 本業務の遂行にあたって、企業及び参加者からの申込み及び問い合わせについてが、原則として受託者が対応すること。また、クレームが発生した場合も、受託者が迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。
- (10) 受託者は、本業務の履行に当たって知り得た情報を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盜難等を防止するために必要な措置を講ずることまた、本業務に關し委託者が提供する資料、データ等の目的外使用を行わないこと。本業務のデータ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。
- (11) 受託者は、本業務の全部又は主体的な部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に実施するに当たり必要と認められる場合は、委託者の承認を得た上で業務の一部を委託することができる。なお、その場合において、受託者は再委託した業務に関する進捗管理及び行為の全てについて、責任を負うものとする。
- (12) 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報について、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

## 8 委託者担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 ばらと北一条ビル8階  
札幌市まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション推進室 安達、中田

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

### （個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

### （管理体制の整備）

第2条 受託者は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### （管理責任者及び従業者）

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

### （取扱区域の特定）

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

### （教育の実施）

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

### （守秘義務）

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関する保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

#### (再委託)

- 第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
  - 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
    - (1) 再委託先の名称
    - (2) 再委託する理由
    - (3) 再委託して処理する内容
    - (4) 再委託先において取り扱う情報
    - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
    - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
  - 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
  - 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
  - 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
  - 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

#### (複写、複製の禁止)

- 第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

#### (派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### (個人情報の管理)

- 第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。
- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

#### (提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

#### (受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

#### (個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定期日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

#### (定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

#### (監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

#### (事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならぬ。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。